

第16回 鬼北町農業委員会総会 議事録

- 開催日時 令和3年10月21日(木) 午後1時30分～午後2時15分
- 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	<del>谷口雄記</del>	14	川平定計				

4. 欠席委員(1名)

13	谷口雄記				
----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第77号 農地転用事業計画変更申請について
- 日程第5 議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第16回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今日は、久しぶりに推進委員の皆様にお集まりいただきまして、いつも通りの農業委員会総会の光景に帰って参りました。コロナの関係も若干、愛媛県でぽつぽつと出ておりますけど、以前のような大人数もなく大体収まったのかなど。ましてや、鬼北町はワクチンの接種率がほぼ9割近い状況になっておりますので、油断さえしなければ、このまま落ち着くのではないかと考えております。また、天気の関係は1週間前までは非常に暑いという風感じておりましたが、ここ2、3日は急に寒くなってこたつを出したり、ストーブを出したりと、大変慌ただしい状況になっておりますが、くれぐれも寒さにこたわらないように体に気を付けて、日常の活動をやっていたきたいという風に思っております。今日は第16回の総会ということで、それぞれ資料が出されておりますので、その内容に従いまして、ご審議いただきますようお願いをいたしまして、開会のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、__13__名であります。</p> <p>__<u>谷口農業委員</u>__より欠席の連絡を受けております。</p> <p>なお、酒井推進委員は連絡をしておりますがまだ連絡取れていないところでありまして、若干遅れるか欠席になるかと思われま。</p> <p>(のちに欠席の連絡あり)</p> <p>定数に達しておりますので、これより第16回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>3番 兵頭 知幸 委員</u>、<u>4番 松岡 照明 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、順位4番と順位5番は関連案件であるため担</p>

	当委員にまとめて説明していただき、その後にそれぞれの議題について委員の皆さまにご審議いただくことといたします。
議 長	順位 1 番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 7 5 号 順位 1 番 説明】</b>
事 務 局	1 0 月 1 8 日に譲受人、田邊推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第 7 5 号 順位 1 番 説明】</b>
事 務 局	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 2 番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	失礼します。議席番号 4 番 松岡です。 議案第 7 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 7 5 号 順位 2 番 説明】</b>
松 岡 委 員	1 0 月 1 8 日に譲受人、譲渡人代理人、末廣推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第 7 5 号 順位 2 番 説明】</b>
松 岡 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位3番について、渡邊由美委員より説明願います。
渡邊委員	失礼します。議席番号5番 渡邊です。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位3番 説明】
渡邊委員	10月18日に譲渡人、譲受人、中井推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第75号 順位3番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位4番及び順位5番について、高田洋一委員より説明願います。
高田委員	失礼します。議席番号6番 高田です。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。 譲受人と譲渡は親子で、譲渡人は実の母親です。そのようなことで実際、農地は長年に渡り近くに住む長男の譲受人が管理、耕作してきたとのことです。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位4番 説明】
高田委員	続いて、順位5番について説明をします。

	譲渡人と譲受人は実の兄弟で、農地の名義は弟譲渡人となっておりますが、農地の管理は実質、町内に住む譲受人が長年してきたということでした。このたび、実質の耕作者である兄に贈与したいとの申請であります。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位5番 説明】
高田委員	10月14日に譲渡人、赤松農業委員、事務局2名、私は、その日都合が悪かったので翌日に現地調査を行いました。その内容について調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第75号 順位4、5番 説明】
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。それではまず順位4番から質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位6番について、善家委員より説明願ひします。
善家委員	失礼します。議席番号1番 善家です。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位6番 説明】
善家委員	10月18日に申請者代理人、斯波推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	<b>【調査書に基づき、議案第75号 順位6番 説明】</b>
善家委員	譲受人は吉田でみかん農家をしており耕作証明書も提出していただいています。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、善家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位7番について、善家委員より説明願います。
善家委員	失礼します。議席番号1番 善家です。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第75号 順位7番 説明】</b>
善家委員	10月18日に申請者代理人、斯波推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第75号 順位7番 説明】</b>
善家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。隣接地の空き家には譲受人の妹が住まわれるとのこと です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、善家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

	いて」を議題といたします。
議 長	順位1番について、事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。事務局の濱田です。 議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第76号 順位1番 説明】
事 務 局	10月18日に借受人、申請者代理人、谷口農業委員、田邊推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第76号 順位1番 説明】
事 務 局	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を <sup>しんたつ</sup> 進達いたします。
議 長	日程第4 議案第77号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、渡邊由美委員より説明願います。
渡 邊 委 員	失礼します。議席番号5番 渡邊です。 議案第77号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第77号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	10月18日に当初計画者、承継者、中井推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第77号 順位1番 説明】
渡 邊 委 員	以上により、計画変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願いします。

議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 77 号「農地転用事業計画変更申請について」順位 1 番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 77 号「農地転用事業計画変更申請について」順位 1 番は許可相当として県知事に意見を <sup>しんたつ</sup> 進達いたします。
議 長	日程第 5 議案第 78 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位 1 番から 12 番までを一括審議し、順位 13 番以降は該当委員退席後に審議します。 順位 1 番から 12 番まで事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 77 号 順位 1 番から 12 番まで 説明】</b>
事 務 局	以上でございますご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 12 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 78 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 12 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 78 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 12 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)



議 長	それでは、順位 1 3 番から 1 5 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 1 3 番から 1 5 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 7 8 号 順位 1 3 番から 1 5 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位 1 3 番から 1 5 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 3 番から 1 5 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 3 番から 1 5 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 1 6 番から 1 8 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 1 6 番から 1 8 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 7 8 号 順位 1 6 番から 1 8 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位 1 6 番から 1 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 8 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 6 番から 1 8 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位16番から18番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第16回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	3番
	4番